

# 高知県公報

**発行**  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
**発行日**  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目 次

告 示	ページ
○家畜防疫員の検査を受けるべき旨の命令 (畜産振興課)	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
◎告示(指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (会計管理課)	2
◎告示(会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任)の一部改正 ( " )	2
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	2
高知県選挙管理委員会告示	
○告示(政治団体の収支に関する報告書の要旨)の訂正(3件)	2
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	4
◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	5
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	7
◎住居手当に関する規則の一部を改正する規則	7
落札公告	
○落札者等の公告 (教育委員会事務局教育政策課)	7

## 告 示

### 高知県告示第114号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 実施の目的  
監視伝染病の発生を予防し、又は予察するため
- 2 実施の内容

### (1) 発生の予防

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
結核病	県内一円	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育されている雄牛 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育されている牛 4 その他知事が検査が必要であると認める牛	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)別表第1に規定する検査の方法
ブルセラ病		1 県外から導入される乳用牛で、導入される牛が飼育される場所を管轄する家畜保健衛生所長が検査が必要であると認める牛		"
ヨーネ病		1 県外から導入される乳用牛で、導入される牛が飼育される場所を管轄する家畜		"

伝達性海绵状脳症	保健衛生所長が検査が必要であると認める牛	2 その他知事が検査が必要であると認める牛	月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体	知事が検査が必要であると認める馬	"
馬伝染性貧血				知事が検査が必要であると認める馬	"
腐蛆病				知事が検査が必要であると認める蜜蜂	通常行う方法
その他の監視伝染病				知事が検査が必要であると認める家畜	"

### (2) 発生の予察

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
アカバネ病	県内一円	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	通常行う方法
チュウザン病		牛、水牛、めん羊及び山羊	平成30年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	"
アイノウイルス感染症		牛、水牛及び山羊		"
イバラキ病		牛及び水牛		"
牛流行熱		"		"
高病原性鳥インフルエンザ		鶏、あひる、七面鳥、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥		"

### 高知県告示第115号

土佐清水市津呂、大谷及び窪津の各一部地区並びに高岡郡佐川

町乙の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
平成29年2月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
  - (1) 土佐清水市
  - (2) 佐川町
- 2 調査を行った地域及び時期
  - (1) 土佐清水市津呂、大谷及び窪津の各一部  
平成18年度及び平成19年度
  - (2) 高岡郡佐川町乙の一部  
平成24年度及び平成25年度
- 3 成果の名称
  - (1) 土佐清水市地籍図及び地籍簿
  - (2) 佐川町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日  
平成29年2月28日

**高知県告示第116号**

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成29年3月13日から施行する。

平成29年2月28日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 指定金融機関の表中

「	「	松山	」	愛媛県松山市	」
「	「	松山本町	」	「	」
」	」		」		」

を

「	「	松山	」	愛媛県松山市	」
」	」		」		」

に改める。

**高知県告示第117号**

平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から適用する。

平成29年2月28日

高知県知事 尾崎 正直

別表第2中

「					
---	--	--	--	--	--

青少年センターの出納員	青少年センターの所掌に係る歳入金の収納に関する事務	青少年センターの現金取扱員
-------------	---------------------------	---------------

を

青少年センターの出納員	青少年センターの所掌に係る歳入金の収納に関する事務	青少年センターの現金取扱員
幡多青少年の家の出納員	幡多青少年の家の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	幡多青少年の家の現金取扱員

に改める。

-----  
**公営企業局管理規程**  
-----

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年2月28日

高知県公営企業局長 井奥 和男

**高知県公営企業局管理規程第1号**

**高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号及び第2項第2号中「野市風力発電所、」を削る。

**附 則**

この規程は、平成29年2月28日から施行する。

-----  
**選挙管理委員会告示**  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第7号**

平成26年11月高知県選挙管理委員会告示第87号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成29年2月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

第1 定例報告の政党の自由民主党高知県参議院選挙区第一支部の表中

「2 支出総額 25,606,653円」

を

「2 支出総額 25,635,003円」

に、

「4 支出の内訳

経常経費	<u>10,921,730円</u>
人件費	5,387,227円
光熱水費	374,192円
備品・消耗品費	3,587,374円
事務所費	1,572,937円
政治活動費	<u>14,684,923円</u>
組織活動費	1,793,943円
選挙関係費	6,055,382円
機関紙誌の発行その他の事業費	783,708円
機関紙誌の発行事業費	337,358円
宣伝事業費	446,350円
寄附・交付金	6,050,000円
その他の経費	1,890円
合計	<u>25,606,653円</u> 」

を

「4 支出の内訳

経常経費	<u>10,921,730円</u>
人件費	5,387,227円
光熱水費	374,192円
備品・消耗品費	3,587,374円
事務所費	1,572,937円
政治活動費	<u>14,713,273円</u>
組織活動費	1,822,293円
選挙関係費	6,055,382円
機関紙誌の発行その他の事業費	783,708円
機関紙誌の発行事業費	337,358円
宣伝事業費	446,350円
寄附・交付金	6,050,000円
その他の経費	1,890円
合計	<u>25,635,003円</u> 」

に訂正し、第1 定例報告のその他の政治団体の高野光二郎後援会の表中

「2 支出総額 6,847,924円」

を

「2 支出総額 6,819,574円」

に、

「4 支出の内訳

経常経費	<u>4,470,489円</u>
人件費	804,130円

光熱水費	704,400円
備品・消耗品費	975,982円
事務所費	1,985,977円
政治活動費	<u>2,377,435円</u>
組織活動費	367,860円
機関紙誌の発行その他の事業費	1,361,134円
機関紙誌の発行事業費	32,971円
宣伝事業費	82,292円
政治資金パーティー開催事業費	1,245,871円
調査研究費	2,650円
寄附・交付金	643,786円
その他の経費	2,005円
合計	<u>6,847,924円</u>

を

「4 支出の内訳

経常経費	<u>4,470,489円</u>
人件費	804,130円
光熱水費	704,400円
備品・消耗品費	975,982円
事務所費	1,985,977円
政治活動費	<u>2,349,085円</u>
組織活動費	339,510円
機関紙誌の発行その他の事業費	1,361,134円
機関紙誌の発行事業費	32,971円
宣伝事業費	82,292円
政治資金パーティー開催事業費	1,245,871円
調査研究費	2,650円
寄附・交付金	643,786円
その他の経費	2,005円
合計	<u>6,819,574円</u>

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第8号

平成27年11月高知県選挙管理委員会告示第109号(政治団体の収支に関する報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

平成29年2月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

第1 定例報告の政党の自由民主党高知県参議院選挙区第一支部の表中

「1 収入総額	<u>16,214,019円</u>
前年繰越額	3,690,147円
本年収入額	12,523,872円

を

「1 収入総額	<u>16,185,669円</u>
---------	--------------------

前年繰越額	3,661,797円
本年収入額	12,523,872円

に訂正し、第1 定例報告の国会議員関係政治団体の高野光二郎後援会の表中

「1 収入総額	<u>7,246,328円</u>
前年繰越額	2,316,681円
本年収入額	4,929,647円

を

「1 収入総額	<u>7,274,678円</u>
前年繰越額	2,345,031円
本年収入額	4,929,647円

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第9号

平成28年11月高知県選挙管理委員会告示第95号(政治団体の収支に関する報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

平成29年2月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

第1 定例報告の政党の支部の自由民主党高知県高知市第五支部の表中

「その他の寄附	400,000円
---------	----------

を

「株式会社タナカ	90,000円	高知市
シヨク		
その他の寄附	310,000円	

に訂正し、第1 定例報告の政党の支部の自由民主党高知県参議院選挙区第一支部の表中

「1 収入総額	<u>23,962,008円</u>
前年繰越額	2,376,081円
本年収入額	21,585,927円

を

「1 収入総額	<u>23,933,658円</u>
前年繰越額	2,347,731円
本年収入額	21,585,927円

に訂正し、第1 定例報告の国会議員関係政治団体の高野光二郎後援会の表中

「1 収入総額	<u>16,630,431円</u>
前年繰越額	3,760,963円
本年収入額	12,869,468円

を

「1 収入総額	<u>16,658,781円</u>
前年繰越額	3,789,313円
本年収入額	12,869,468円

に訂正し、第1 定例報告のその他の政治団体の浜田豪太後援会の表中

「2 支出総額	<u>3,203,944円</u>
---------	-------------------

を

「2 支出総額	<u>2,796,125円</u>
---------	-------------------

に、

「4 支出の内訳

経常経費	<u>2,540,998円</u>
人件費	1,404,900円
備品・消耗品費	80,568円
事務所費	<u>1,055,530円</u>
政治活動費	662,946円
組織活動費	660,894円
その他の経費	2,052円
合計	<u>3,203,944円</u>

を

「4 支出の内訳

経常経費	<u>2,133,179円</u>
人件費	1,249,150円
備品・消耗品費	80,568円
事務所費	803,461円
政治活動費	<u>662,946円</u>
組織活動費	660,894円
その他の経費	2,052円
合計	<u>2,796,125円</u>

に訂正する。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 29 年 2 月 28 日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第 3 号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和 31 年高知県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を第 4 条の 2 とし、第 3 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（扶養親族たる配偶者、父母等に係る扶養手当を不支給とする職員）

第 4 条 職員の条例第 10 条第 1 項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの
- (2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもの（第 5 条第 3 項第 4 号の表の区分が 2 種である職員に限る。）
- (3) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるもの

2 警察職員の条例第 10 条第 1 項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの
- (2) 前項各号に掲げる職員

付則第 9 項第 4 号中「又は新事務棟内」を「、新事務棟内又は新事務本館内」に改める。  
付則に次の 1 項を加える。

（平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養親族の届出に係る規定の読替え）

17 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間における第 4 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「職員の条例第 11 条第 1 項、公立学校職員の条例第 14 条第 1 項及び警察職員の条例第 11 条第 1 項」とあるのは「職員の条例第 11 条第 1 項（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 28 年高知県条例第 56 号。以下この項において「平成 28 年改正条例」という。）附則第 5 項から第 7 項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。別記第 1 号様式において同じ。）、公立学校職員の条例第 14 条第 1 項（平成 28 年改正条例附則第 9 項から第 11 項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。同様式において同じ。）及び警察職員の条例第 11 条第 1 項（平成 28 年改正条例附則第 12 項から第 14 項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。同様式において同じ。））」と、「別記第 1 号様式」とあるのは「同様式」とする。  
別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。

別記

第 1 号様式（第 4 条の 2 関係）

扶 養 親 族 届

年 月 日提出

任命権者	所属長	所属	職名
様	認 印	氏名	職員番号

職員の給与に関する条例第 11 条第 1 項  
公立学校職員の給与に関する条例第 14 条第 1 項  
警察職員の給与に関する条例第 11 条第 1 項 } の規定に基づき次のとおり届け出ます。  
(証明書 通添付)

届出の理由<該当する□にレ印を付けるとともに、事実の発生日月を記入する。>

- 1 新たに職員となった（□配偶者がない。）。
- 2 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある（□配偶者がない。）。
- 3 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で 22 歳の年度末を超えた者を除く。）。
- 4 配偶者のない職員となった（3 に該当する場合を除く。）。
- 5 配偶者を有するに至った（2 に該当する場合を除く。）。

届出の理由の 1～3 に該当する場合の記入欄

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は、 住所を記入する。)	所得の年額		届出事実の 発生日月	届出の事由
				所得の 種 類	金 額		

注 1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。  
 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は、市区町村名まで記入する。  
 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。  
 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の 2 又は 3 に該当する場合に、その事由（例えば、婚姻、離婚、出生、死亡、60 歳以上等）を記入する。

配偶者の氏名及び勤務先<配偶者が扶養親族として認定を受けていない場合に、その氏名及び勤務先を記入する。>

--

任命権者記入欄

上記のとおり認定する。 年 月 日	年 月 日 受理
職 名 氏 名	年 月 {から} まで 支給
取扱者 認 印	配偶者以外の扶養親族のうち 1 人の額は、 年 月から {増額} 改定 {減額}



13年以上14年未満	413,800	368,000	308,000	48,000	6,000
14年以上15年未満	413,800	368,000	308,000	46,000	3,000
15年以上16年未満	413,800	368,000	308,000	44,200	
16年以上17年未満	409,400	364,000	304,700	42,400	
17年以上18年未満	405,000	360,000	301,400	40,700	
18年以上19年未満	400,600	356,000	298,100	39,000	
19年以上20年未満	396,200	352,000	294,800	37,200	
20年以上21年未満	391,800	348,000	291,500	35,500	
21年以上22年未満	372,400	331,100	277,700	34,400	
22年以上23年未満	352,600	313,900	263,700	33,300	
23年以上24年未満	333,300	297,200	250,200	31,700	
24年以上25年未満	313,900	280,300	236,300	30,600	
25年以上26年未満	294,400	263,400	222,600	29,400	
26年以上27年未満	271,700	242,600	205,000	28,300	
27年以上28年未満	249,500	222,200	187,900	27,200	
28年以上29年未満	227,100	201,800	170,600	25,900	
29年以上30年未満	204,300	181,000	153,000	25,100	
30年以上31年未満	179,500	159,100	135,000	24,100	
31年以上32年未満	154,600	137,200	116,700	22,900	
32年以上33年未満	130,000	115,500	98,800	21,200	
33年以上34年未満	91,900	83,600	72,800	19,400	
34年以上35年未満	56,600	53,800	48,500	17,300	

## 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

~~~~~  
 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月28日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

#### 高知県人事委員会規則第5号

##### 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「100分の94.5以上100分の160以下」を「100分の93以上100分の150以下」に、「100分の119.5以上100分の200以下」を「100分の119以上100分の190以下」に改め、同項第2号中「100分の86.5以上100分の94.5未満」を「100分の82.5以上100分の93未満」に、「100分の109以上100分の119.5未満」を「100分の105.5以上100分の119未満」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の78.5」を「100分の72」に、「100分の98.5」を「100分の92」に改める。

第13条の2第1項第1号中「100分の40超」を「100分の39.5以上」に、「100分の50超」を「100分の49.5以上」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の40」を「100分の36」に、「100分の50」を「100分の46」に改める。

##### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

~~~~~  
 住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月28日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

#### 高知県人事委員会規則第6号

##### 住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年高知県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間の読替え）

**第11条** 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条第3号中「職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する扶養親族で同条例第11条第1項」とあるのは「職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する扶養親族で職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年高知県条例第56号。以下この号において「平成28年改正条例」という。）附則第5項から第7項までの規定により読み替えられた職員の給与に関する条例第11条第1項」と、「同条例第14条第1項」とあ

るのは「平成28年改正条例附則第9項から第11項までの規定により読み替えられた公立学校職員の給与に関する条例第14条第1項」と、「警察職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する扶養親族で同条例第11条第1項」とあるのは「警察職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する扶養親族で平成28年改正条例附則第12項から第14項までの規定により読み替えられた警察職員の給与に関する条例第11条第1項」とする。

##### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

#### 落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成29年2月28日

高知県教育長 田村 壯児

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
 県立学校LANシステム整備運用委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
 高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
 平成29年1月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
 279,555,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 公募型プロポーザル方式による随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
 政令第11条第1項第1号に該当するため